## 北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画若松南海岸通り地区地区計画を次のように変更する。

нги	• 1111	<u> </u>	岩の地区地区計画を次のように変更する。 若松南海岸通り地区地区計画
		位 置	北九州市若松区本町一丁目地内
		面積	約1. 9ha
地区計画の目標			当地区は、JR若松駅の東約0.6kmに位置し、洞海湾を臨む地区である。 地区内には、明治後期から昭和初期にかけての歴史的建築物が残り、若松バンドとして市民に親しまれている。 当地区は、臨港地区に指定され港湾機能に特化した土地利用がなされてきたが、 近年、海や歴史的建築物などの景観資源を活用した賑わいづくりの拠点としての再生 が期待されている地区である。 本地区計画は、地域の交流・文化・観光の拠点である旧古河鉱業若松ビルなどの 歴史的景観を活かし、若松区の顔にふさわしい、魅力的で賑わいのある市街地の形成を図ることを目標とする。
保全	区域の整	土地利用の 方針	歴史的景観を活かした美しい街なみと、魅力的で賑わいのある市街地の形成を図るため、港湾的土地利用から都市的土地利用への転換を図る。
方 針	整備•開発及	建築物等の 整備の方針	良好な市街地環境を形成するため、地区の目標にそぐわない建築物の用途の規制を行うとともに、良好な景観形成のために、壁面の位置、建築物の高さ、建築物の形態又は意匠、及び垣又はさくの構造に関して必要な制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもので、建築基準法施行令(以下「令」という。)第130条の9の5に定めるもの 4 畜舎 5 工場(令第130条の6に定めるものを除く。) 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から市道本町45号線の道路境界線までの 距離は、2m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物 の部分 2 建築物の敷地として利用されている土地が165㎡未満であり、かつ、その全部を 一つの敷地として利用する建築物 3 修繕、模様替を行う既存建築物
		建築物等の 高さの最高 限度	建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。 1 市道本町45号線の道路境界線から3mまでの範囲は15m 2 市道本町45号線の道路境界線から3mを超える範囲は、当該部分から市道本町45号線の道路北側境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに、20mを加えたもの ただし、修繕、模様替を行う既存建築物については、この限りではない。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の 形態又は意 匠の制限	<ul> <li>1 建築物の形態は、地区の歴史的街並みや景観に調和したものとする。</li> <li>2 建築物の色彩は、周辺の景観及び建築物の色彩との調和に配慮したものとする。</li> <li>3 建築物の外壁は、できる限りレンガ、タイル、自然石等の質感のある材料を用いることとする。</li> <li>4 外壁及び屋上に付帯する諸設備は、市道本町45号線から見えない位置に設置する。やむを得ず露出する場合は、目隠しの設置や建築物と一体となったデザインを施す等、通りからの景観に配慮したものとする。</li> <li>5 自己の名称・商標等、自己表示のための広告物以外は、原則として掲出しないこととする。掲出する場合にも、広告物の大きさ、形態、色彩等は、その建築物及び周辺の街並みの景観の質を高めるようなデザインとする。</li> <li>6 新たに建築等を行う場合には、建築物等の形態・意匠等に関し、「北九州市景観アドバイザー」の意見を聴くなど、地区にふさわしい景観の創出に努めるものとする。</li> </ul>
		垣 又 はさく の構造の制 限	市道本町45号線に面する側には、垣又はさくを設けないこととする。 やむを得ず設ける場合には、周辺の街並みに調和するように、位置、高さ、緑化等に配慮する。

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初 : 平成18年9月26日告示 第406号

修正(最終): 平成30年3月30日告示 第102号(関連法令改正に伴う修正)

